

4

総合計画の推進

総合計画の推進に当たり、4つの視点で取り組みます。

1

変革意識と新しい発想で、 何事にもチャレンジしていきます。

限られた職員数で、増大する行政需要に的確に対応するため、積極的に業務の変革に取り組みます。

多様化する市民ニーズや複雑化・高度化する地域課題の本質に向き合い、先入観や従来の価値観に捉われない柔軟な発想で、デジタル技術も活用しながら、既存の手法に捉われず、業務の変革に取り組み、市民サービスや業務効率の向上を目指します。

現在そして未来の市民のために創造的な仕事に重点を置き、失敗を恐れず、何事にもチャレンジしていきます。

2

社会情勢に合わせて変化し、 分野横断的に対応する組織を構築します。

社会情勢の急激な変化に対応し、新しい時代を切り開いていくためには、スピード感を持って、変化していくことができる組織であり続ける必要があります。

「最も強い者が、生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるわけでもない。唯一生き残るのは、変化できる者である。」と生物学者、チャールズ・ダーウィンが、言たとされています。

「変化しないこと」や「同じことを繰り返し行い、違う結果を期待すること」は、思考停止であり、人口減少社会において、地域を維持・向上していくために必要なことは「変化し続ける」ことです。

変化を恐れず、時代の局面に適合した発想ができる職員の育成と真に必要な政策を分野横断的、組織横断的に、柔軟に対応できる組織を構築していきます。

3 将来を見据えた行財政運営を行う自治体であり続けます。

徹底した行財政改革を行い、安定した財政基盤を確立し、新たな行政需要にも柔軟に対応できる安定的・持続的な行財政運営を行います。

また、将来を見据えた行財政運営の視点に立ち、未来への投資となる重点施策を推進します。

公共施設については、需要に応じた規模に最適化し、民間のノウハウや資金を活用して公共施設等の設計、維持管理、運営を行うPFI等の導入を検討した上で、より質の高いサービスの提供やコストの削減を図ります。

4 職員そして市民が世界の中の高松を意識します。

「夢と誇りが持てる世界都市」、それが本市の目指す姿です。

行政が率先して取り組むことはもちろん、あらゆる場面で市民と連携を図りながら、「高松」をつくっていきます。

そのためには、市民と職員が「高松」の魅力を再認識し、好きになり、ファンとなって、より一層の誇りと愛着を持つ必要があります。

「高松」を好きな人に出会うことが、「高松」を好きな人を増やすことにつながります。

職員一人一人が、質の高いサービスを提供し、「高松」の良さや魅力をPRすることで、市民や市外からの来訪者に「高松」のファンになってもらえるように、シティプロモーションの視点を意識して業務に取り組みます。

また、「高松」ファンの市民一人一人が、誇りと愛着を持って、積極的に「高松」の魅力を国内外に発信するなど、「高松」ファンを増やす取組を推進します。

成果指標

Performance indicators

成果指標

目指すべき都市像の実現に向けて

目指すべき都市像の実現に向けて、取組の成果を見える化し、総合計画の進捗状況を把握するため、5つの成果指標と目標値を設定しました。

- 目標 1** 令和 13年の出生数を 3,500人
(実績値(令和 5年) : 2,731人)

- 目標 2** 令和 13年の1年間の転入と転出の差(社会増)を 1,000人
(実績値(令和 5年) : 社会増 -97人)

- 目標 3** 令和13年度の新設事業所数を 1,000事業所
(実績値(令和 4年度) : 512事業所)

- 目標 4** 令和13年度の本市の主な観光施設等利用者数を 5,610千人
(実績値(令和 4年度) : 5,438千人)

- 目標 5** 令和 13年度のシビックプライドを有する市民の割合を 90.0%

人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松



計画について

About the plan

- 1 総合計画策定の目的
- 2 総合計画の特色
- 3 総合計画の位置付け
- 4 総合計画の構成
- 5 総合計画の期間
- 6 総合計画の対象区域
- 7 総合計画の進行管理
- 8 総合計画と総合戦略の一体化

計画について

1 総合計画策定の目的

総合計画は、わたしたちのまち「高松市」の目指す将来像とその実現に向けた施策を表したもので、まちづくりの指針となるものです。

30年後、50年後の将来を見据え、新たな行政課題への的確な対応と今後も市民一人一人が自分らしく、心豊かな暮らしを実感でき、また、将来世代にも責任の持てる持続可能なまちづくりを着実に推進していかなければなりません。

そのため、今後8年間を区切りとして、新たな目標と発展性を定め、新しいまちづくりと市政運営の基本方針として、「第7次高松市総合計画」を策定するものです。

2 総合計画の特色

(1) 市民の視点に立った計画づくり

市民意識調査や若い世代からの意見聴取などを重点的に行うことで、より幅広い市民の声をいかした計画となるよう努めました。

(2) 市民に身近で分かりやすい計画

総合計画は、「目指すべき都市像」と「まちづくりの目標」の実現に向け、市民とその考え方を共有するためのものであり、できる限りシンプルな構成や表記とすることで、市民が理解しやすく賛同できるよう努めました。

3 総合計画の位置付け

総合計画は、「高松市自治基本条例」第25条の規定により策定するもので、本市における総合的・計画的なまちづくりや市政運営の根幹をなす計画であり、次のような位置付けの計画です。

(1) まちづくりの最上位計画

(2) 総合的・計画的な市政運営の方針

(3) 市民と行政が将来のまちづくりのイメージ・活動の方向性を共有する指針

(4) 国・香川県等の関係機関から尊重される地域の方針

4 総合計画の構成

総合計画は、基本構想「たかまつ未来ビジョン」と実施計画「高松まちづくりプラン」で構成します。

基本構想 (たかまつ 未来ビジョン)	30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示し、市民・地域コミュニティ協議会・事業者等、本市に関わる全ての主体とまちづくりの方向性を共有する、市政運営の指針です。
実施計画 (高松まちづくり プラン)	まちづくりの目標達成に向けて、課題を解決するための施策の取組方針や重点的・戦略的に推進する主要事業等について定める短期的な実施計画で、毎年度の施策や事業の取組指針です。

行政分野別に策定される中期計画等については、基本構想を具体化する分野別計画として位置付けます。

5 総合計画の期間

基本構想の期間は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間とします。

まちづくりプランの期間は3年間(まちづくりプラン(第4期)は、2年間)で、2年ごとに見直しを行うローリング方式とし、令和6(2024)年度を始期とするまちづくりプラン(第1期)を定め、以後、2年ごとに策定します。

6 総合計画の対象区域

計画の対象区域は、高松市全域とします。

ただし、必要に応じて、市域外についても含めるものとします。

7 総合計画の進行管理

目指すべき都市像の実現に向けて、まちづくりの目標に掲げる政策・施策を着実に実施していくため、様々な立場の有識者で構成する「高松市総合計画推進会議」を設置し、取組の効果検証や見直しの必要性について、広く意見を聴取しながら、適切な進行管理を行います。

8 総合計画と総合戦略の一体化

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、令和2(2020)年に第2期「たかまつ創生総合戦略」を策定しました。

今後、人口減少対策と地域活性化を図る取組は、まちづくり全体を考える上で欠かすことのできないものであるため、「たかまつ創生総合戦略」の考え方や要素を盛り込み、一体的に推進します。

